

「定住自立圏構想」の推進

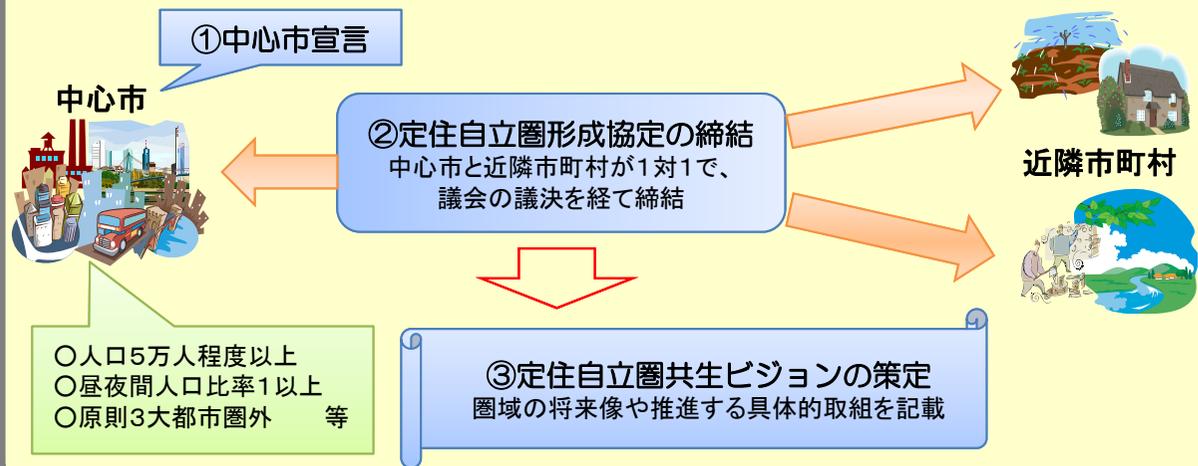
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

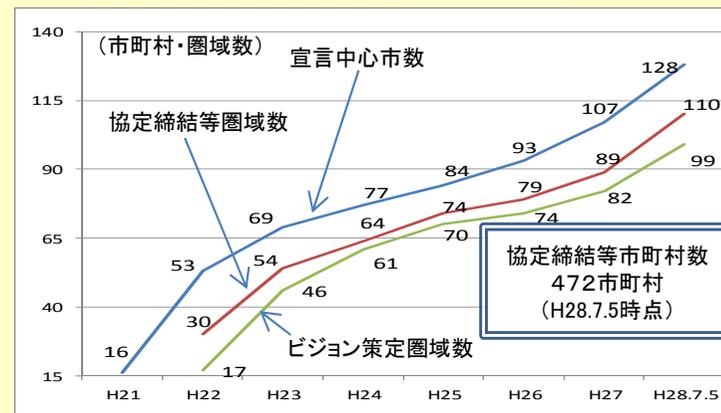
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年 140圏域(H28.7.5現在 110圏域)



※H27以前は4月1日時点の数値

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

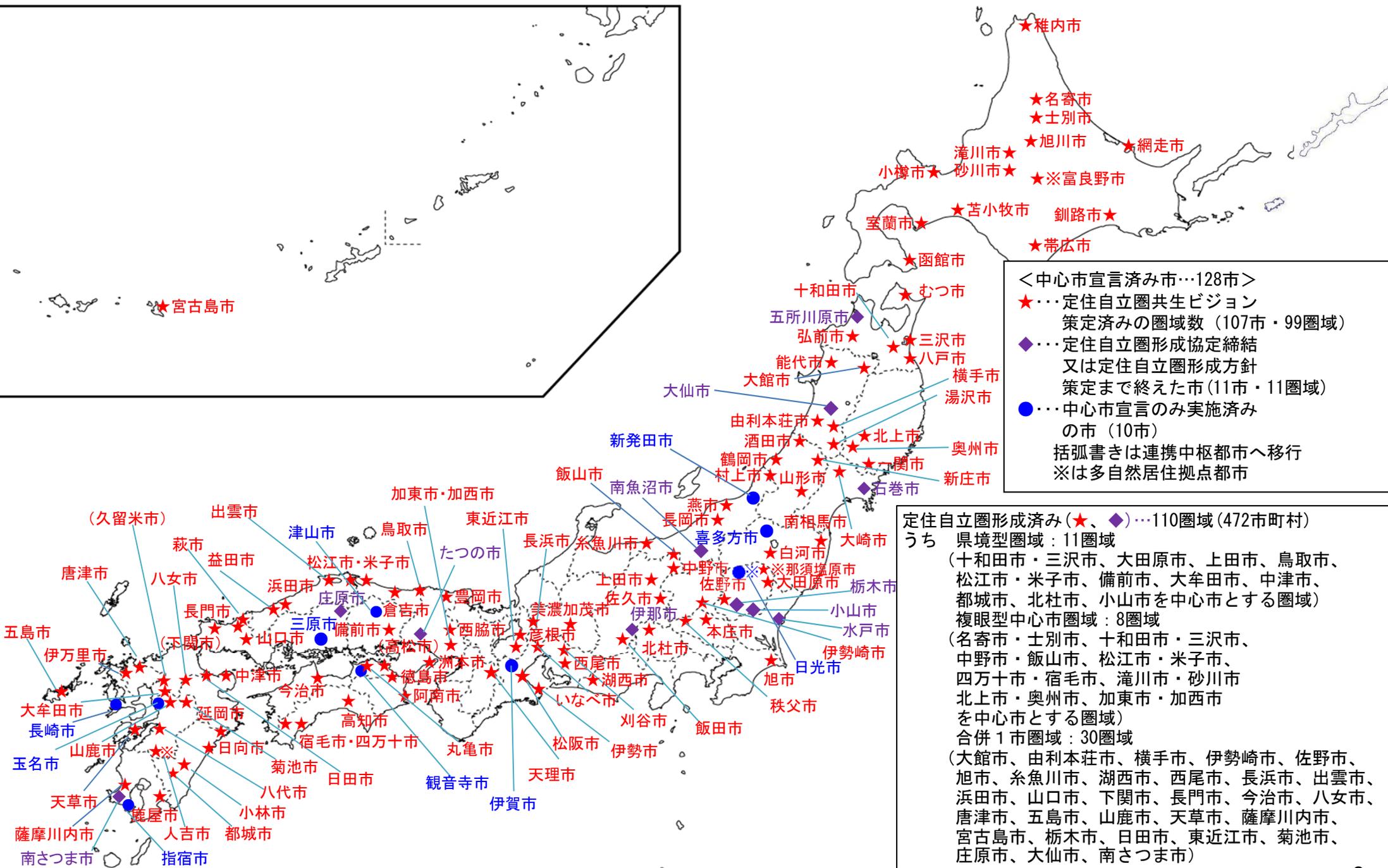
地方債

- ・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況（平成28年7月5日現在）



<中心市宣言済み市…128市>
 ★…定住自立圏共生ビジョン策定済みの圏域数（107市・99圏域）
 ◆…定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定まで終えた市（11市・11圏域）
 ●…中心市宣言のみ実施済みの市（10市）
 括弧書きは連携中枢都市へ移行
 ※は多自然居住拠点都市

定住自立圏形成済み（★、◆）…110圏域（472市町村）
 うち 県境型圏域：11圏域
 （十和田市・三沢市、大田原市、上田市、鳥取市、松江市・米子市、備前市、大牟田市、中津市、都城市、北杜市、小山市を中心市とする圏域）
 複眼型中心市圏域：8圏域
 （名寄市・土別市、十和田市・三沢市、中野市・飯山市、松江市・米子市、四万十市・宿毛市、滝川市・砂川市、北上市・奥州市、加東市・加西市を中心市とする圏域）
 合併1市圏域：30圏域
 （大館市、由利本荘市、横手市、伊勢崎市、佐野市、旭市、糸魚川市、湖西市、西尾市、長浜市、出雲市、浜田市、山口市、下関市、長門市、今治市、八女市、唐津市、五島市、山鹿市、天草市、薩摩川内市、宮古島市、栃木市、日田市、東近江市、菊池市、庄原市、大仙市、南さつま市）

定住自立圏構想の取組状況（平成28年7月5日現在）

※赤枠(実線)は宣言連携中枢都市
 ※赤枠(点線)は連携中枢都市の要件に該当する団体

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、網走市、稚内市、帯広市、富良野市、函館市、名寄市、士別市(複眼型)、滝川市、砂川市(複眼型)、苫小牧市	札幌市、千歳市、石狩市、北見市、伊達市(※近隣市町村として取組済み)
青森県	八戸市、弘前市、十和田市、三沢市(複眼型)、むつ市、五所川原市	青森市
岩手県	北上市、奥州市(複眼型)、一関市	盛岡市、宮古市、大船渡市、釜石市
宮城県	石巻市、大崎市	仙台市、気仙沼市
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	秋田市
山形県	山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市	米沢市、東根市
福島県	南相馬市、白河市、喜多方市	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市
茨城県	水戸市	日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	大田原市、那須塩原市、佐野市、栃木市、小山市、日光市	宇都宮市、真岡市
群馬県	伊勢崎市	前橋市、高崎市、太田市、富岡市、沼田市
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市	館山市
東京都		青梅市
神奈川県		(※中心市要件該当団体なし)
新潟県	長岡市、新発田市、糸魚川市、村上市、燕市、南魚沼市	新潟市、三条市、柏崎市、十日町市、上越市、佐渡市
富山県		富山市、高岡市、魚津市、黒部市
石川県		金沢市、七尾市、小松市
福井県		福井市、敦賀市、越前市、小浜市
山梨県	北杜市	甲府市、富士吉田市
長野県	飯田市、上田市、佐久市、中野市、飯山市(複眼型)、伊那市	長野市、松本市、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	岐阜市、大垣市、高山市、関市
静岡県	湖西市	静岡市、沼津市、富士市、磐田市、裾野市、牧之原市、掛川市、御殿場市
愛知県	刈谷市、西尾市	豊田市、安城市、田原市、新城市
三重県	松阪市、いなべ市、伊勢市、伊賀市	津市、四日市市、亀山市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市、栗東市
京都府		福知山市
大阪府		(※中心市要件該当団体なし)
兵庫県	西脇市、豊岡市、洲本市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	姫路市
奈良県	天理市	
和歌山県		和歌山市、田辺市、新宮市
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市	—
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市	
岡山県	備前市、津山市	岡山市
広島県	三原市、庄原市	広島市、福山市、府中市、三次市
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市	宇部市、下松市、岩国市、周南市
徳島県	徳島市、阿南市	—
香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市	松山市、宇和島市、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	高知市、四万十市・宿毛市(複眼型)	南国市(※近隣市町村として取組済み)
福岡県	大牟田市、久留米市、八女市	北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	佐賀市、鳥栖市
長崎県	長崎市、五島市	佐世保市、島原市、諫早市
熊本県	山鹿市、天草市、人吉市、八代市、菊池市、玉名市	熊本市
大分県	中津市、日田市	大分市
宮崎県	都城市、延岡市、日向市、小林市	宮崎市、日南市
鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市、南さつま市、指宿市	鹿児島市、出水市、霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市、うるま市
合計	128	122

- 定住自立圏は128市が中心市宣言済み。
- 110圏域(472市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 99圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏 110 圏域※（平成28年7月5日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
106圏域
医師派遣、適正受診の啓発、
休日夜間診療所の運営等

福祉
87圏域
介護、高齢者福祉、子育て、
障がい者等の支援

教育
90圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興
106圏域
広域観光ルートの設定、
農産物のブランド化、企業誘致等

環境
51圏域
低炭素社会形成促進、
バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
106圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
46圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
71圏域
生活道路の整備等

地産地消
49圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
85圏域
共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
92圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい
38圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

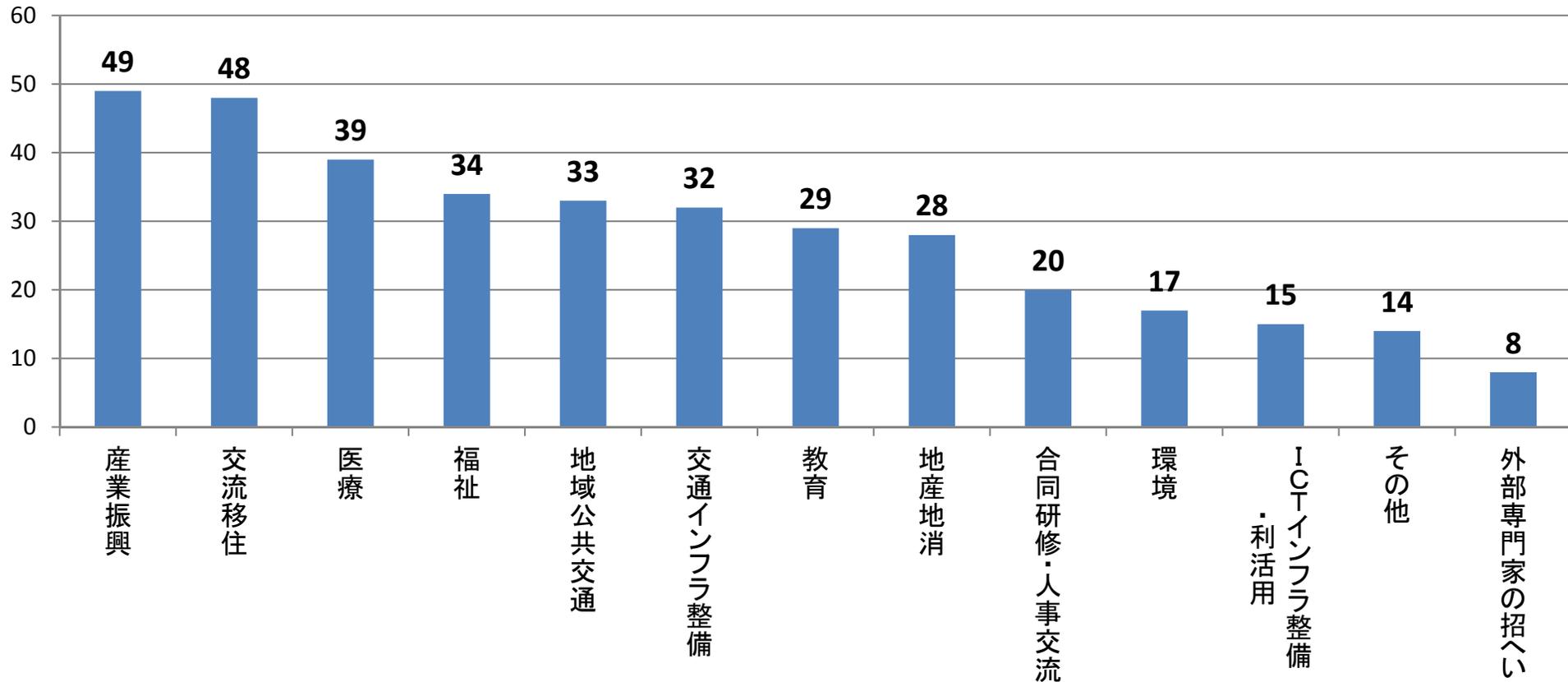
※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。

今後重点的に取り組みたい分野

- 今後重点的に取り組みたい分野として、産業振興、交流移住が特に挙げられており、雇用の場の確保及び人の流れの創出が課題と認識されている。

(H27年12月時点)

(圏域数)



九州周防灘地域定住自立圏

平成21年3月 中津市が中心市宣言
 平成21年11月 定住自立圏形成協定締結
 平成22年3月 定住自立圏共生ビジョン締結



福岡県・大分県

圏域面積 1,429.9km²
 (中心市面積) (491.2km²)

中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率
中津市	84,312	1.024

近隣市町村名	人口(人)	近隣市町村名	人口(人)
宇佐市	59,008	築上町	19,544
豊後高田市	23,906	上毛町	7,852
豊前市	27,031	圏域合計	221,653

※平成22年国勢調査

取組分野	医療	福祉	教育	産業振興	環境	地域公共交通	ICTインフラ	交通インフラ	地産地消	交流移住	合同研修・人事交流等	その他
	○	○		○	○	○		○		○	○	○

主な取組事業

- ・圏域内自治体・医師による小児救急医療体制確保
- ・中小企業勤労者福祉サービスセンターの共同運用
- ・コミュニティバスの運行
- ・空き家情報の共同発信
- ・圏域自治体職員の合同研修

特徴的な取組

小児救急医療体制の確保

- 基幹病院である中津市民病院に勤務する医師の負担を軽減させ、県境を跨ぐ24万人医療圏を支えていくため、新たに小児救急センターを整備
- 同センターにおいて、大学病院の小児科医等の応援医師による診療により、周辺自治体小児救急患者の休日夜間の診療体制を確保

小児救急センター体制図

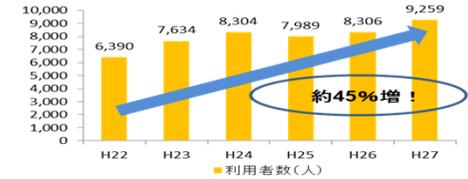


医療、地域公共交通

コミュニティバス豊前中津線運行事業

- 通勤需要等を踏まえ市役所から市民病院への県境を越えたコミュニティバス路線を新設し、圏域住民の利便性を向上

コミュニティバス利用者推移



南信州定住自立圏

平成21年3月 飯田市が中心市宣言
 平成21年7月 定住自立圏形成協定締結
 平成21年12月 定住自立圏共生ビジョン締結



長野県

圏域面積 1,929.2km²
 (中心市面積) (658.7km²)

中心市名	人口(人)		昼夜間人口比率	
飯田市	105,335		1.047	
近隣市町村名	人口(人)	近隣市町村名	人口(人)	
松川町	13,677	売木村	656	
高森町	13,216	天龍村	1,657	
阿南町	5,455	泰阜村	1,910	
阿智村	7,036	齋木村	6,692	
平谷村	563	豊丘村	6,819	
根羽村	1,129	大鹿村	1,160	
下條村	4,200	圏域合計	169,504	

※平成22年国勢調査

取組分野	医療	○	環境	○	地産地消	
	福祉	○	地域公共交通	○	交流移住	○
	教育	○	ICTインフラ	○	合同研修・人事交流等	○
	産業振興	○	交通インフラ		その他	○

主な取組事業

- ・病児・病後児保育事業(圏域住民による共同利用)
- ・南信州・飯田産業センターの運営
- ・図書館ネットワークシステムの構築
- ・地域コミュニティ活動紹介サイトの運営
- ・戸籍システム機器の共同利用
- ・圏域自治体職員の合同研修

特徴的な取組

南信州・飯田産業センターの運営

○ 若者が帰ってこられる「産業づくり」のため、南信州・飯田産業センターを「ものづくりの拠点」に位置付け、施設及び人材の充実を図り、圏域内の企業に対し人材育成、新事業展開、新規創業等への支援を実施。

<主な企業群>

精密機械工業系 189社
 電気・電子工業系 89社
 食品産業系 144社
 伝統産業(水引他) 81社

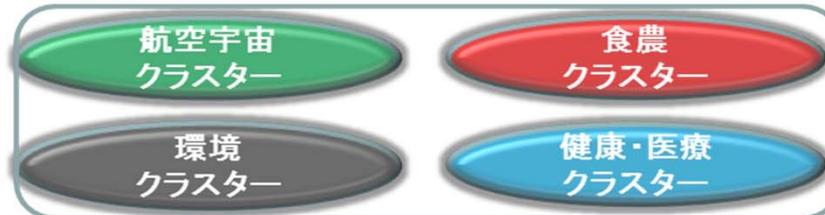
南信州・飯田産業センター ※H24より組織改編し、拡充
 ~ものづくりの拠点~



- ◆地域産業振興事業
- ◆産業技術大学
- ◆ビジネスネットワーク支援センター
- ◆工業技術センター(各種試験・技術相談)
- ◆EMCセンター(電磁波防止技術関連)
- ◆環境技術開発センター(インキュベーション関連)
- ◆地場産品紹介、販売

資金
人材

<新産業創出事業>



産業振興

<自治体>

長野県
 飯田市、近隣13町村

<支援機関>

飯田商工会議所
 商工会連合会ほか

<金融機関>

飯田信用保証協会
 飯田信用金庫
 八十二銀行ほか

<シンクタンク>

しんきん南信州地域研究所

<大学・公設試験機関>

信州大学
 明治大学
 長野高専
 諏訪東京理科大学
 長野県総合技術センター

<三遠南信ネットワーク>

浜松商工会議所
 豊橋商工会議所

域外との結びつきを強める

大崎地域定住自立圏

平成22年3月 大崎市が中心市宣言
 平成22年10月 定住自立圏形成協定締結
 平成24年3月 定住自立圏共生ビジョン締結



宮城県

中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率	
大崎市	135,147 (H22国調)	1.039 (H12国調)	
近隣市町村名	人口（人）	近隣市町村名	人口（人）
色麻町	7,431	涌谷町	17,494
加美町	25,527	美里町	25,190
		圏域合計	210,789

※平成22年国勢調査

取組分野	医療	○	環境		地産地消	
	福祉		地域公共交通	○	交流移住	○
	教育	○	ICTインフラ	○	合同研修・人事交流等	○
	産業振興	○	交通インフラ		その他	○

圏域面積 1,524.0km²
 (中心市面積) (796.8km²)

主な取組事業

- ・市民病院を核とした地域医療の機能分担と連携
- ・観光イベントへの共同ブース設置
- ・消費生活相談の実施
- ・拠点図書館の整備と圏域内住民の相互利用
- ・圏域市町職員の人事交流

特徴的な取組

消費者行政

消費生活相談の実施

- 消費者被害や多重債務などで困っている圏域住民の相談に適切に対応し、住民が安心して暮らせるよう専門的な相談機会を提供する。
- 中心市の消費生活相談員が中心となり、仙台弁護士会と連携しながら、多重債務などに関する消費生活法律相談の開催日を増やして住民の相談に対応する。
- 複雑化・高度化する相談案件に対応するため、弁護士による研修を開催し、消費生活相談員等のレベルアップを図る。

圏域で取り組むメリット

多重債務等のデリケートな消費者問題を、中心市の消費生活相談員が中心となり、圏域住民を対象として対応することにより、専門的かつ安心できる相談機会を提供することができる。
 (近隣町村の住民にとって、顔見知りの役場職員より相談しやすいといった声もある。)

実施状況及び実績

- 平成27年度法律相談実績
近隣町村も含めて234人
- 実施状況
 - ・ 弁護士による消費生活相談員へのアドバイザー研修 年6回実施
 - ・ 弁護士による法律相談 月3回実施(1日最大6人)

弁護士アドバイザー研修風景



中心市の要件の今後の取扱いについて（平成28年6月16日付け事務連絡）

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第3に規定する中心市の要件について、検討を進め平成27年度中に結論を得るものとされたところです。

そのため、本年1月より、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」の下に設置された「基本問題検討ワーキンググループ」において、現行の中心市の要件を緩和することが適切かどうか等について検討が行われました。

この「基本問題検討ワーキンググループ」における議論については、6月9日に開催した「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」において、別紙のとおり取りまとめられました。

そこでは、「今後、加速化する少子高齢化の進展等を考慮すれば、昼夜間人口比率がわずかに1を下回っていても、受療動向など、通勤・通学者以外の人の流れに係る客観的データを補完的に用いることにより、近隣市町村の住民が当該市の医療・福祉施設等の都市機能を活用していることが明らかにされる場合などは、中心市と認めてよいものと考えられる。」とされているところです。

「人の流れに係る客観的データ」としては、例えば、都道府県等が調査する受療動向（市内の医療機関の受診のため市外から流入する人の数から、市外の医療機関の受診のため市外に流出する人の数を差し引いた数に係るデータ）を活用することなどが考えられるところですが、現時点において、客観性、公正性等の観点から活用可能と考えられるデータは確認できていないところです。今後、こうした目的に立って調査を検討する場合には、その手法等について総務省にご相談いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対しても周知されるようお願いいたします。

【施策の概要】

人口5万人程度以上の市を中心として、2009年度から、市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させ、人口のダム機能を果たすことを目的とする定住自立圏の取組が行われてきた。

この定住自立圏については、その果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する。

■ 定住自立圏の協定締結等圏域数：140圏域を目指す（2015年10月時点95圏域）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

2015年10月現在、95圏域において定住自立圏が形成されており、取組が着実に広がっている。また、定住自立圏の先行実施圏域(21圏域)では、取組前後の圏域人口を比較すると、社会増となったのが2圏域、社会減が緩和したのが17圏域となっており、この取組の効果がみられる。

定住自立圏の形成等を引き続き推進するため、人口の観点を含めこれまでの定住自立圏の取組成果について再検証を行い、その結果を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。

これらを通じ、2020年には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを目指すとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定することとする。

まち・ひと・しごと創生基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抄）

<課題>

- ・平成28年4月1日現在、108圏域において定住自立圏が形成されたところであるが、市町村における定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げていく必要がある。

<今後の方向性>

- ・平成32年度には定住自立圏の形成数を140圏域とすることを目指す。
- ・各圏域における取組を更に深化させるため、これまでの取組成果の再検証を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。

【対応の方針】

◎定住自立圏の取組内容の深化

- ・平成32年度には定住自立圏の形成数を140圏域とすることを目指す。
- ・各圏域の取組を更に深化させるため、これまでの取組成果の再検証を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。

経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抄）

(3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革

連携中枢都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを今年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度					
地方行政分野における改革	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを28年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す</p>							
	<p>＜⑫公共サービスの広域化＞</p> <p>○連携中枢都市圏の形成促進等</p> <p>連携中枢都市圏制度開始(2015年1月～) ※各地方公共団体が作成する「地方版総合戦略」を踏まえ、形成数のKPIを設定</p> <p>■地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とする。連携中枢都市圏を全国展開するため、圏域の形成に向けた取組を支援</p> <p>圏域の形成について、以下の取組等を通じ推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域形成の検討のために必要な経費について国費で助成(2016年度概算要求2.2億円) ・各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供 <p>(注)現在の連携中枢都市(圏)の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)であって、 (2)昼夜間人口比率概ね1以上を満たす都市を中心とする圏域 <p>左記KPIを踏まえ、圏域の形成を推進</p> <p>2018年度に、これまでの圏域形成に関する取組状況について、検証を行う。この検証を踏まえつつ、KPI達成に向けた取組を推進</p> <p>○定住自立圏の形成促進等</p> <p>定住自立圏制度開始(2009年4月)</p> <p>■中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として生活に必要な都市機能(行政サービス・民間サービス等)を確保することを目的とする。各圏域の取組を支援するとともに、新たな圏域の形成を推進</p> <p>新たな圏域の形成を推進</p> <p>2015年度中に実施する取組成果の再検証の結果を踏まえ、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築</p> <p>(注)定住自立圏における中心市の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)地方圏の市(人口5万程度以上)であって、(2)昼夜間人口比率1以上を満たすこと <p>左記の新たな仕組みにより、取組を推進</p> <p>《総務省自治行政局・地域力創造グループ》</p> 	<p>「連携中枢都市圏」の形成数 【2015年度に目標圏域数を設定】</p> <p>・社会人口増減など (事後的に検証する指標)</p>	<p>「定住自立圏」の協定締結等圏域数 【2020年度までに140圏域】</p>						

取組後5年が経過した40圏域における人口の社会動態について

- 平成27年10月1日現在で、定住自立圏取組後5年が経過した40圏域について、取組前後における圏域の社会増減を調査。
- 調査の結果、6圏域(15.0%)で社会増。27圏域(67.5%)で社会減が縮小となっており、33圏域で人口流出に歯止めがかかっている。

社会増の圏域

伊勢崎市(群馬県)、西尾市(愛知県)、旧員弁郡(三重県)、湖東(滋賀県)、出雲市(島根県)、瀬戸・高松広域(香川県)

社会減の圏域

社会減が減少した圏域:北しりべし(北海道)、上川中部(北海道)、釧路(北海道)、八戸圏域(青森県)、大館市(秋田県)、由利本荘市(秋田県)、本庄市(埼玉県)、ちちぶ(埼玉県)、長岡地域(新潟県)、南信州(長野県)、鳥取・因幡(鳥取県・兵庫県)、鳥取県中部(鳥取県)、中海圏域(島根県・鳥取県)、浜田市(島根県)、東備西播(岡山県・兵庫県)、下関市(山口県)、幡多地域(高知県)、久留米広域(福岡県)、八女市(福岡県)、唐津市(佐賀県)、九州周防灘地域(大分県・福岡県)、都城広域(宮崎県・鹿児島県)、宮崎県北(宮崎県)、日向圏域(宮崎県)、大隅(鹿児島県)、薩摩川内市(鹿児島県)、宮古島市(沖縄県)

社会減が拡大した圏域:西いぶり(北海道)、旭市(千葉県)、みのかも(岐阜県)、山口市(山口県)、今治市(愛媛県)、伊万里・有田(佐賀県)、山鹿市(熊本県)

取組後5年が経過した40圏域における社会動態

		全体	
		圏域数	割合:タテ(%)
社会増		6	15.0
社会減	減少	27	67.5
	拡大	7	17.5
合計		40	100.0